

# 障害者職業生活相談員 資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律<sup>(注)</sup>では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等**で障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

## 開催日程

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

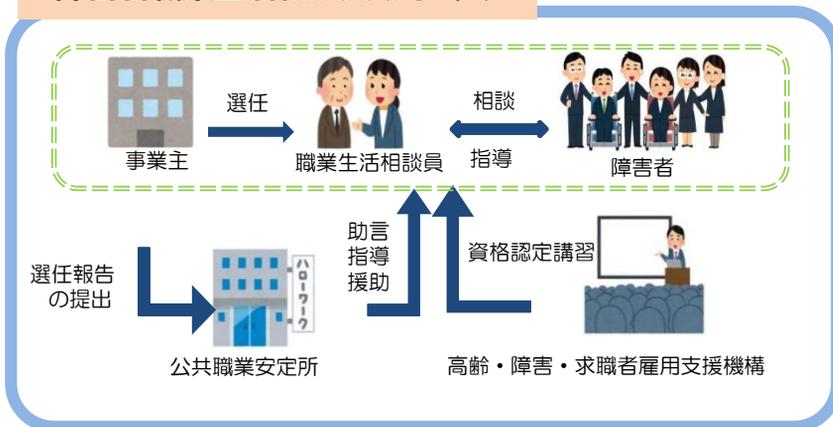
**第1回** 令和4年10月5日(水)～6日(木)

**ポリテクセンター鳥取**  
鳥取市若葉台南7-1-11

**第2回** 令和4年11月9日(水)～10日(木)

**米子コンベンションセンター**  
米子市末広町294

## 障害者職業生活相談員のしくみ



## 受講対象者

① 障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

② 雇用している障害者が5人に満たない場合もお申し込み可能ですが、定員を超える場合は、①の方を優先します。

**※就労支援に携わる方のスキルアップのための受講は対象者に該当しませんのでご連絡ください。**

**※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け回しているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講予定日の3週間位前に、受講の可否についてご連絡を差し上げることとしておりますのでご了承ください。**

## 障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

## お申し込み方法

受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送、持参又はメールにてお申し込みください。  
受講申込書はホームページよりダウンロードできます。

**申込締切 第1回 令和4年9月5日(月) / 第2回 令和4年10月11日(火)**

◆お申し込み先◆

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部 高齢・障害者業務課

**T E L 0857-52-8803 E-mail tottori-kosyo@jeed.go.jp**

## 受講費用

**無料**

受講者にはテキスト、その他の資料を無償で提供します。

QRコードはこちらです▶



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

# 障害者職業生活相談員になるには

## ◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

上記の資格要件を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問合わせください。

## 講習カリキュラム

【講習時間】 計12時間（2日間に分けて実施）

【講習内容】 ①～⑭は講義が中心です。

① 総論（障害者雇用の理念）	⑩ 労務管理
② 障害者の雇用の現状と課題	⑪ 人間関係管理と生活指導
③ 関係行政機関と障害者対策	⑫ カウンセリング
④ 障害者職業生活相談員	⑬ 職場適応の向上
⑤ 障害者の心理、特性	⑭ 障害別にみた雇用の実際
⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用	⑮ 事業所見学
⑦ 採用、配置	支援機関見学
⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練	意見交換会
⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備	

} いずれかを実施



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構

鳥取支部 高齡・障害者業務課

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11

TEL 0857-52-8803

FAX 0857-52-8785

E-mail tottori-kosyo@jeed.go.jp

URL <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/>

鳥取支部 高齡・障害者業務課では、事業主等の皆様に、高年齢者等の雇用に関する相談・援助、高年齢者雇用・障害者雇用助成金申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告申請の受付及び障害者の雇用に関する講習・情報提供・啓発活動等の業務を実施しています。